

『新公益法人移行検討委員会』を 設置しました。

平成20年12月1日から施行された、公益法人制度改革関連法案に伴い、(社)愛知県鉄工連合会は、これまでの民法法人から一般法人法の一般社団法人として従前の権利(公益法人)を引き継ぎ、平成25年11月30日までは特例民法法人として存続することとなりました。

今後、平成25年11月30日までの間に、民間有識者で設置された「愛知県公益認定等審議会」の意見に基づく愛知県の認可、認定を受け、一般社団法人に移行するか、新たな公益法人に移行するかを選択する必要があります。この5年間に移行できなかった場合は、自動的に解散となります。

従って、今後の鉄工連合会のあるべき姿について検討する委員会として「新公益法人移行検討委員会」を4月1日に立ち上げることとなりました。

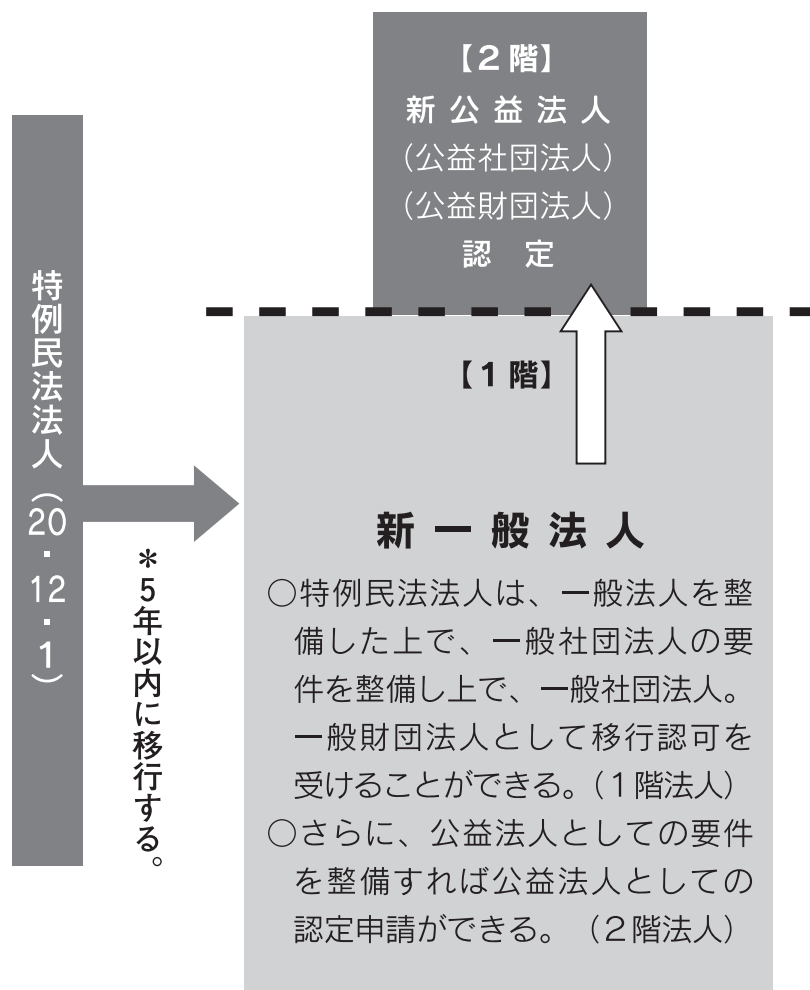
委員には、正副会長、連合会理事が就任し、2・3年後には何らかの形で移行が出来るよう検討することとなりました。

公益法人制度改革による移行について

公益法人制度改革関連法に伴い、移行について図で示すと下記のとおりとなります。

20年12月1日からの特例民法法人は、25年11月30日までに、まず1階部分の一般法人法の一般社団・財団法人として、組織、定款、会計基準等を整備して認可を受ける。次に、公益目的事業を主として行う場合は、2階部分の公益法人認定を受ける必要がある。

なお、5年間の期間内に一般法人、公益法人として移行できない場合は、解散とみなされます。



○公益法人制度改革関連法が求める公益法人の認定条件の主な点は次のとおりであります。

- ① 個々の事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの。
- ② 公益目的事業費比率が法人の総事業費の2分の1以上であること。

このことから、「目的が同窓会、同好会、特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済を主目的とするもの。公益目的事業費比率が2分の1以下の法人は、公益法人としては適当でない。」こととなります。

鉄工連合会も実施事業、事業費比率などからして、公益法人へのハードルはかなり高いです。

今後検討委員会では、原点に立ち返って、歴史ある鉄工連合会の進むべき道を検討して参りますので会員の皆様のご協力をお願いします。

なお、検討結果等については、会報などを通じて逐次報告してまいります。